明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務八七）　一
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（国土交通二九八～三一八）　二
○自動車の装置の型式を指定した件（同三一九～三四二）　六
○自動車の型式の指定を取り消した件（同三四三～三五七）　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十九年度第三・四半期予算使用の状況（内閣）　一三
平成二十九年度第三・四半期国庫の状況（同）　一五
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　一六
地方公共団体
行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　一八

告示

○法務省告示第八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月五日

法務大臣　上川　陽子